

福島市役所 本庁舎



福島市の【ケヤキ】平成元年3月制定
堂々と根を張り、枝を繁茂させる旺盛な樹勢と美しい樹枝は、「伸びゆく福島」を象徴するもの。



福島市の【シジュウカラ】昭和62年3月制定
四季を通じて市内に生息し、身近に見られ、他の鳥と識別しやすく、広く市民に親しまれている鳥です。



福島市の【モモ】平成元年3月制定
春、市の郊外を美しく彩るモモの花は、信夫野の風物として心を和ませ、希望と活力を与えてくれます。

ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<http://f-hojin.or.jp>

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

平成26年7月1日発行 第503号

2014
7

私のポケット

家内が古い道具や漆器などに興味があるので、知らず知らずに私も気になるようになっており、出張などの機会には酒器などを買ってくる事も多くなっていました。先日会津若松に行く機会があり、時間が空いたので前から興味のあった会津塗りの作業場を訪ねてみました。

作業場の見学もそこに直売所で眺めておりましたところ、売り子さんの速射砲のような説明が。初めて耳にしたことは漆器には殺菌作用があるという。大腸菌、O-157、サルモネラ菌なども、4時間後に半減、24時間後にゼロになるという実験結果が出ているそうなのです。昔の人はちゃんと分かっていたようで、緑色の漆器は殿さまのお毒見用に開発され、毒があれば色が変化するのだそうです。日常に使う物こそ環境ホルモンの疑いのあるプラスチックをやめて、天然の抗菌作用のある漆器を使いなさいと、もう完全に漆器組合に取り込まれた形で色々購入の運びとなりました。

そんな訳でこれからは日本の伝統技術を愛でつつ、安心して食生活を送れるというもの。ただしいくら安全だとは言っても、食いしん坊の私は箸の先まで食べないように注意しなければ、ね。

(伊藤記)



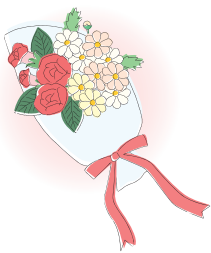
第2回通常総会開催

第2回通常総会は、去る6月6日（金）午後4時10分よりサンパレス福島にて開催された。

議事では、平成25年度収支決算承認の件が上程され、異議なく承認された。また、主要事業計画として、
 (1) 税知識の普及を目的とする事業、(2) 納税意識の高揚を目的とする事業、(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業、(4) 地域企業の健全な発展に資する事業、(5) 地域社会への貢献を目的とする事業、(6) 会員交流に資するための事業、(7) 会員の福利厚生等に関する事業、(8) その他本会の目的を達成するための事業を実施することとした。

また、来賓の舩形福島税務署長様、佐藤福島県知事様、小林福島市長様に祝辞を賜り、スムーズな進行のうちに終了した。

表彰規程に基づく表彰も行われ、次の方々が受賞された。（敬称略）



◎会員増強表彰

樋口 郁雄（福島信用金庫）
 紺野 正雄（株）A水技研）
 最上 諭（株）総合コンサルタンツ）



紺野正雄氏

◎福利厚生制度

（経営者大型総合保障制度推進表彰）

会員の部 〈金賞〉

鈴木武雄（株）ビジネスサポート



鈴木武雄氏

〈銅賞〉

石本 朗（株）福島丸公

◎受託会社職員の一部

〈金賞〉

村島 誠（大同生命保険株）
 高野 恭子（大同生命保険株）
 阿部 洋子（大同生命保険株）



村島 誠氏

平成 25 年度 決算 ・ 平成 26 年度 予算 (単位：円)

平成25年度 正味財産増減計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)			
科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	650	△ 650
特定資産運用益	1,192	211	981
受取会費	19,774,157	19,871,400	△ 97,243
事業収益	8,499,140	5,359,800	3,139,340
受取補助金等	13,359,000	13,061,200	297,800
受取負担金	2,162,000	2,353,000	△ 191,000
受取寄付金	51,950	200,000	△ 148,050
雑収益	3,163,423	707,582	2,455,841
【経常収益計】	47,010,862	41,553,843	5,457,019
(2) 経常費用			
事業費	36,051,532	31,905,497	4,146,035
管理費	7,224,942	8,566,905	△ 1,341,963
【経常費用計】	43,276,474	40,472,402	2,804,072
評価損益等調整前当期経常増減額	3,734,388	1,081,441	2,652,947
【評価損益等計】	0	0	0
当期経常増減額	3,734,388	1,081,441	2,652,947
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用			
【経常外費用計】	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,734,388	1,081,441	2,652,947
法人税、住民税及び事業税	0	72,000	△ 72,000
当期一般正味財産増減額	3,734,388	1,009,441	2,724,947
一般正味財産期首残高	41,205,510	40,196,069	1,009,441
一般正味財産期末残高	44,939,898	41,205,510	3,734,388
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	12,804,000	12,398,800	405,200
受取全法連助成金	12,804,000	12,398,800	405,200
一般正味財産への振替額	△ 12,804,000	△ 12,398,800	△ 405,200
一般正味財産への振替額	△ 12,804,000	△ 12,398,800	△ 405,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	44,939,898	41,205,510	3,734,388

平成26年度 収支予算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)			
科目	本年度予算	前年度予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	19,500,000	19,000,000	500,000
事業収益	6,350,000	4,795,000	1,555,000
受取補助金	14,205,700	13,466,306	739,394
受取負担金	2,250,000	2,425,000	△ 175,000
雑収益	1,205,000	1,305,000	△ 100,000
【経常収益計】	43,510,700	40,991,306	2,519,394
(2) 経常費用			
事業費	37,391,529	35,017,198	2,374,331
管理費	6,439,049	6,089,737	349,312
【経常費用計】	43,830,578	41,106,935	2,723,643
当期経常増減額	△ 319,878	△ 115,629	△ 204,249
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用			
法人税、住民税及び事業税	0	72,000	△ 72,000
【経常外費用計】	0	72,000	△ 72,000
当期経常外増減額	0	△ 72,000	72,000
当期一般正味財産増減額	△ 319,878	△ 187,629	△ 132,249
一般正味財産期首残高	42,800,000	41,205,510	1,594,490
一般正味財産期末残高	42,480,122	41,017,881	1,462,241
II 指定正味財産の部			
受取全法連助成金	13,665,700	12,804,000	861,700
一般正味財産への振替額	△ 13,665,700	△ 12,804,000	△ 861,700
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	42,480,122	41,017,881	1,462,241

※詳しくは、福島法人会ホームページをご覧ください。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで
行えます。

法人会オリジナル
キャラクター
「けんた」

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

● 添付書類の提出省略

● 還付がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



《平成26年度税制改正について》

平成26年3月31日付で「所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。

法人税関係の改正内容について順次お知らせいたします。

1. 復興特別法人税の1年前倒し廃止

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があり、復興特別法人税の額は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過するまでの期間内の日の属する事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額とされてきました。

今回の税制改正により、前記の指定期間が平成26年3月31日までとされ、また、課税事業年度が指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされました。これにより、復興特別

法人税の課税期間が1年短縮されました。

なお、課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税の額とみなして、各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとなります。

2. 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却及び法人税額の特別控除制度の創設

青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、特定生産性向上設備等※1の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付の用を除きます。以下同じ）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限り、合併以外事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、その特定生産性向上設備等の取得価額の50%（建物及び構築物については25%）相当額の特別償却又は取得価額の44%（建物及び構築物については2%）の税額控除※2のいずれかを選択適

用できます。

また、指定期間のうち、平成28年3月31日までに取得等をして、国内にある当該法人の事業の用に供した特定生産性向上設備等については、その事業の用に供した日を含む事業年度において、即時償却又は取得価額の5%（建物及び構築物については3%）の税額控除※のいずれかを選択適用できます。

なお、産業競争力強化法の施行日から平成26年4月1日前に終了した事業年度の末日までの間に、取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において適用できることとされました。

※1 特定生産性向上設備等とは、生産等設備を構成する機械・装置、工具、器具・備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアで生産性向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のものをいいます。

※2 税額控除については控除を受けようとする事業年度の法人税額の20%相当額を限度とします。

※詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレットをご覧ください。

県税からのお知らせ

《県税の優遇措置について》

復興産業集積区域内及び避難解除区域等内において、平成28年3月31日までに一定の施設又は設備（建物・建物附属設備、構築物、機械・装置など）の新設又は増設を行った事業者は、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの県税の課税免除を受けることができます。対象事業者は、市町村の指定、県の確認、認定を受けていることが条件になります。

《代替取得した不動産に係る不動産取得税の特例措置について》

東日本大震災により被災した家屋とその敷地、農地の所有者が、それらに代わるものを平成33年3月31日までに新たに取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

また、帰還困難区域、居住制限区域内などにある家屋とその敷地、農地に代わるものを新たに取得した場合にも、軽減措置があります。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部または県庁税務課までお問い合わせください。（県庁税務課）

「平成26年度 税制改正について」

今回の税制改正は、「デフレ脱却・経済再生」の実現、税制抜本改革及び震災復興支援という立ち位置に基づいて、企業の投資等を積極的に促している減税策が多く盛り込まれています。基本路線としては法人減税・個人増税という流れの改正といえるでしょう。紙幅の関係で詳細等は紹介することができませんが、以下で重要な項目についてポイントを解説します。

法人税関係では①復興特別法人税について1年前倒しの廃止となりました。②交際費課税については、資本金一億円超の法人について飲食費の50%まで損金算入を認め、また、資本金一億円以下の法人については八百万円までの全額損金算入と飲食費50%までの損金算入を有利選択できるようになりました。③生産性向上設備投資促進税制として、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を対象に、平成28年3月31日までは即時償却か5%若しくは3%の税額控除、平成29年3月31日までは50%の特別償却か4%若しくは2%の税額控除との選

択適用ができる制度が創設されました。④中小企業投資促進税制として、従来制度に加えて、設備が③と重複する場合は即時償却と7%（資本金三千万円以下は10%）との税額控除との選択適用が認められました。⑤所得拡大促進税制は適用要件を緩和し、拡充されました。

消費税関係では、簡易課税の見直しとして、現行の5区分（第1種から5種）を6区分とし、金融・保険業のみなし仕入率が60%から50%へ、不動産業のみなし仕入率が50%から40%へ変更されました。

個人所得税関係では、現行の給与所得控除の上限額千五百万円が、平成28年分に千二百万円、平成29年分以降は一千万円へ変更されます。

資産税関係では、譲渡所得に係る取得費加算特例の見直しがなされ、譲渡した土地等に対する取得費について、当該土地等に対応する相続税額のみを加算することになりました。

以上駆け足で紹介しましたが、前述以外の改正点もあります。また、各改正について、適用時期や要件が異なります。詳しくはお近くの税理士へご相談ください。

東北税理士会福島支部

佐々木史隆

第2回通常総会記念講演会開催

「働く誇り」

「世界が驚くおもてなし」
新幹線清掃7分間の奇跡



総会に先立ち、午後2時30分より記念講演会が開催された。

講師には、「世界が驚くおもてなし！新幹線清掃チーム7分間の奇跡」として、マスコミ等に数多く取り上げられている㈱J R東日本テクノハートTESSSEIおもてなし創造部顧問の矢部輝夫氏。

講演会では、TESSSEIが抱き続けた7つの希（おも）いについて

ふれ、①「人」は自らの真の「役割」「使命」を再認識し納得することで新たな希望・夢を持つ、②「形」を変えれば、「意識」も変わる、③「熟練」「技術」「評価」この3つのキーワードがチャレンジの原動力となる、④「改善」を進める「人々」の力によって「組織」はますます強くなる、⑤「人」は「認められる」ことによって自分の「役割」「使命」を認識し成長する、⑥小さな「成功体験」の積み重ねが大きな「成功」を形造る、⑦組織の挑戦は一人のカリスマだけではなく組織のインテグレートそこに働く人々一人ひとりの「工夫」「努力」「熱意」「誇り」によって達成される等それぞれについてこと細かく説明いただいた。

また、新幹線の運行を新幹線劇場というスタンス（思い出を共有するステージ）と捉える中で、制服を一新したり、みんなを認め合うという観点から表彰制度を設け、社員の意識改革に取り組みながら、小さな成功の積み重ねが今に繋がるなど会社の熱い思いが伝わる講演会だった。

心算(心算)



経・ネ ややまひろし

(株)MC47WEBサービス
代表取締役
板垣 隆氏
(福島市北矢野目字金盞28-25・2F)
TEL (024) 529-5165

昭和一けた生まれの私にとつては、理解しがたい近代的な企業だ。そもそも会社名から「何だこれは」と思ってしまった。MCと言えればテレビ界では、司会者のことをいう。つまり番組などを進行する人。47は？と人あたりの良さそうな板垣社長に聞くと「日本の四十七都道府県をイメージしています」

「すると日本全体をWEBサービスする、つまりクモの巣のように情報を張りめぐらせる、ということでしょうか」

「まあ、そんなところでしょいか」

いろいろ話を聞いて私なりにまとめてみると

「インターネットのホームページを新しく作成してくれて、それを管理・運営し常に活性化させていく。顧客の会社がどんな仕事をし、社会に貢献しているか、会社名、住所、社長名、TEL・FAX番号、はもちろん会社の情報を分かりやすく、すばやく発信していくホームページを管理・運営していく、ということらしい」

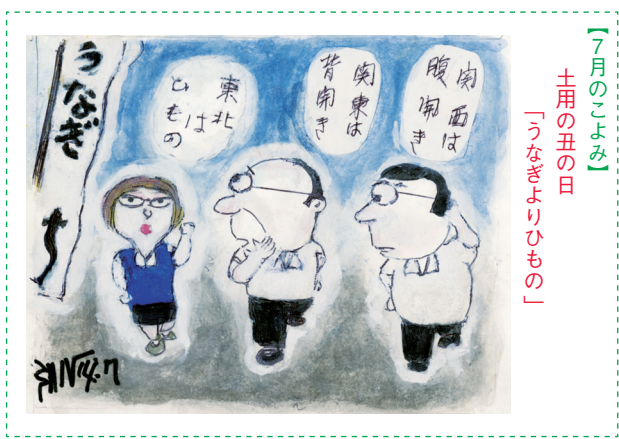
現在では大抵の会社、役所、個人などでもホームページを作成して発信しているところが多い。

しかし、中小企業では、社長や社員がその仕事をこなすには時間的にも経済的にも難しいのが現状だ。

そこに板垣社長のMC47の活躍の場が出てくる。最初、一ヶ月の契約費用が五、四〇〇円の基本料金の設定だから、忙しい社長さんにとっては、かなりの朗報である。

板垣隆氏は昭和四十一年、福島市鎌田に生まれた。会社の近くである。鎌田小から北信中と進み、県立福島高校を卒業し東京経済大学に合格、専門的に経営を勉強する。卒業すると福島の印刷会社である日進堂印刷所に入社する。そこで営業ほか印刷がどのように製品化していくのかを体験する。その後デジタル関係の仕事で十年ほど続ける。そこでインターネットを通してホームページなどの実務を経験する。

平成二十一年、二十年勤務した日進堂印刷所を退社し、個人営業として仕事を開始する。平成二十二年に株式会社として法人化した。ところが二十三年三月、大震災、スタートしたは良いが、これには困った。それどころではない。仕事が進んでいかない。新しい仕事だし、営業しようとしても福島の人はず



「7月のこよみ」
土用の丑の日
「うなぎよりひもの」

単には顧客になつてくれない。ようやく世の中が落ち着き始めた頃、友人、知人が心配して徐々にお客を紹介してくるようになった。福島の人々は人情味があつて心の温かい人が多い。知人の紹介、顧客になつてくれた人が次々と紹介してくれて四年が過ぎて、ようやく軌道に乗った感じがしてきた。

社員は二名で社長と三人で頑張っている。膨大な数のホームページから会社の情報を開いてもらわなければ意味がない。顧客の社長さんとしつくり会つてお話しを聞き、情報をまとめていくのが一番大事な仕事だ。

「具体的なモノを売る企業ではないので、いわば虚業です。だから契約が成立したら、人間的な触れ合いや人間同士の信用が一番大事になるのでは、と考えています」新しい仕事の成功を祈りながら帰ってきた。

お知らせ

- 26.6.6 第2回通常総会
- 26.6.9 決算説明会
講師：高橋福島税務署 法人課税第一部門上席調査官
- 26.6.19 保原支部研修交流会
- 26.6.20 国見支部役員会
- 26.6.28 ポウリング大会(婚活応援企画)



決算説明会の様子

